

<手数料の返還について>

採用決定者が勤務開始後、下記期間内に本人の責による解雇又は、自己都合により退職した場合は契約書の通り、支払われた報酬のうち下記期間に対応する料率を返還します

ただし、会社都合による一方的な解雇の場合、並びに採用決定者に対する御社の処遇及び、労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではありません

1ヶ月以内 100%

3ヶ月以内 50%

ご不明な点は担当までお問い合わせください



株式会社Buddy